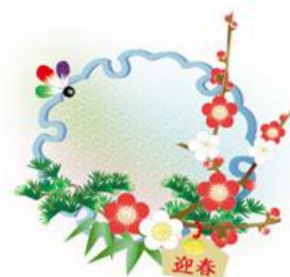


国民健康保険税 第8期  
住民税普通徴収 第4期

## 令和3年度税制改正大綱が閣議決定されました



あけましておめでとうございます

令和2年12月21日に令和3年度の税制改正大綱が閣議決定しました。

今回は主に個人所得課税に関する概要を一部ご報告します。

### (1)住宅ローン控除の特例の延長等

- ① 住宅の取得等で特別特例取得に該当するものをした個人が、その特別特例取得をした家屋にR3年1月1日からR4年12月31日までに入居した場合には、住宅ローン控除の控除期間を13年と延長することができる。(通常10年)

※「特別特例取得」とは、住宅取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合で、次のものをいう。

- |   |  |
|---|--|
| (イ) 居住用家屋の新築  | R2.10.1～R3.9.30までの期間にその契約が締結されているもの      |
| (ロ) 居住用家屋で建築後使用されたことのないもの<br>既存住宅の取得<br>その者の居住の用に供する家屋の増改築等 | R2.12.1～R3.11.30までの期間に<br>その契約が締結されているもの |

- ② 上記①の住宅ローン控除の特例は、個人が取得等をした床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅用の家屋についても適用できる。ただし、その者の13年間の控除期間のうち、その年分の合計所得金額が1,000万円を超える年については適用できない。

### (2)セルフメディケーション税制の見直し

対象をより効果的なものに重点化し、手続きを簡素化した上で5年間延長

### (3)退職所得課税の適正化

勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金についても、退職所得控除額を控除した残額のうち300万を超える部分については、退職所得の金額の計算上2分の1とする措置を適用しない。

#### <令和元年分の相続税申告状況は？・国税庁が発表>

課税割合が8.3%に減少した！(前年8.5%)平成23年分以来の減少となりました。

国税庁は令和2年12月18日、令和元年度分の相続税申告状況を公表した。平成27年1月以降の相続については基礎控除額の引き下げ等が行われている。

相続税の課税対象となった被相続人数は、30年分の116,341人から115,267人へと減少している。

死亡者に対する課税割合は、30年分8.5%から元年分8.3%へと減少。

課税価格は30年の16兆2,360億円から15兆7,843億円へ、相続税額は30年の2兆1,097億円から1兆9,754億円へと減少している。

平成30年分までは増加傾向でしたが、令和元年分では減少に転じている。このような傾向は、今後も同様になるのか？一時的な現象であるのか、今後の動向が注目されます。

**相続に関する、ご相談は事前に！当事務所へ！**